

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 4 年 11月 24 日

個人情報ファイルの名称	ひとり親家庭等医療費助成受給資格者台帳
行政機関等の名称	<input type="checkbox"/> 東京都北区長 <input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	子ども未来部子ども未来課子育て給付係
個人情報ファイルの利用目的	ひとり親等家庭等医療費助成事務を行うため
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1 認定番号、2 受給者情報（宛名コード、住民日、個人番号、カナ氏名、氏名、生年月日、性別、郵便番号、住所、在留期間、扶養義務者情報、配偶者情報、障害情報、他医療費助成制度受給状況）、3 児童情報、4 支給該当事由、5 支給開始年月、6 電話番号、7 支払情報、8 口座情報、9 所得情報、10 保険証情報、11 医療費給付状況、12 消滅日情報
記録範囲	ひとり親家庭等医療費助成対象者、配偶者、児童、扶養義務者
記録情報の収集方法	本人又は代理人、住民基本台帳システム（住民情報・所得情報）、情報提供ネットワークシステム
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	他区市町村（情報提供ネットワークシステム）
特定個人情報の該当性	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input type="checkbox"/> 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ ）
	<input checked="" type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京都北区条例第63号）別表第1項番（ 2 ）

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 4 年 11月 24 日

個人情報ファイルの名称	子ども医療費受給資格者台帳
行政機関等の名称	<input type="checkbox"/> 東京都北区長 <input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	子ども未来部子ども未来課子育て給付係
個人情報ファイルの利用目的	子ども医療費助成事務における資格審査及び給付管理
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1 認定番号、2 児童情報（宛名コード、住民日、個人番号、カナ氏名、氏名、生年月日、性別、郵便番号、住所、在留期間、他医療費助成制度受給状況）、3 保護者情報、4 支給該当事由、5 支給開始年月、6 電話番号、7 支払情報、8 口座情報、9 所得情報、10 保険証情報、11 医療費給付状況、12 消滅日情報
記録範囲	交付申請書を提出した者
記録情報の収集方法	本人申請、住基システム、情報連携による取得
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
特定個人情報の該当性	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input type="checkbox"/> 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ ）
	<input checked="" type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京都北区条例第63号）別表第1項番（ 3 ）

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 4 年 11月 24 日

個人情報ファイルの名称	児童育成手当受給資格者台帳
行政機関等の名称	<input type="checkbox"/> 東京都北区長 <input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	子ども未来部子ども未来課子育て給付係
個人情報ファイルの利用目的	児童育成手当支給事務における資格審査及び支給管理
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1 認定番号、2 受給者情報（宛名コード、個人番号、カナ氏名、氏名、生年月日、性別、郵便番号、住所、外国人区分、在留期間、配偶者情報）、3 児童情報、4 支給該当事由、5 支給開始年月、6 電話番号、7 支払情報、8 口座情報、9 所得情報、10 消滅日情報、11 住民日情報、12 障害情報
記録範囲	児童育成手当の受給者、配偶者、児童
記録情報の収集方法	本人又は代理人、住民基本台帳システム（住民情報・所得情報）、情報提供ネットワークシステム
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	他区市町村（情報提供ネットワークシステム）
特定個人情報の該当性	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input type="checkbox"/> 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ ）
	<input checked="" type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京都北区条例第63号）別表第1項番（ 1 ）

	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第4項 <input type="checkbox"/> その他（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 北区総務部総務課文書係 (所在地) 〒114-8508 東京都北区王子本町 1 丁目 15 番 22 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
	個人情報保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
個人情報ファイルを管理する組織の名称	子ども未来部子ども未来課子育て給付係 電話番号 03 (3908) 9096
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 4 年 11月 24 日

個人情報ファイルの名称	児童手当受給資格者台帳
行政機関等の名称	<input type="checkbox"/> 東京都北区長 <input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	子ども未来部子ども未来課
個人情報ファイルの利用目的	児童手当及び特例給付の支給事務を行うため
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1 認定番号、2 受給者情報（宛名コード、個人番号、カナ氏名、氏名、生年月日、性別、郵便番号、住所、被用区分、外国人区分、配偶者情報）、3 児童情報、4 手当区分、5 支給開始年月、6 電話番号、7 支払情報、8 口座情報、9 所得情報、10 消滅日情報
記録範囲	児童手当の受給者、配偶者、児童
記録情報の収集方法	本人又は代理人、住民基本台帳システム（住民情報・所得情報）、情報提供ネットワークシステム
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	他区市町村（情報提供ネットワークシステム）
特定個人情報の該当性	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ 56 ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京都北区条例第63号）別表第1項番（ ）

	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第4項 <input type="checkbox"/> その他（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 北区総務部総務課文書係 (所在地) 〒114-8508 東京都北区王子本町1丁目15番22号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
	個人情報保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
個人情報ファイルを管理する組織の名称	子ども未来部子ども未来課子育て給付係 電話番号 03 (3908) 9096
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 4 年 11月 24 日

個人情報ファイルの名称	児童扶養手当受給資格者台帳
行政機関等の名称	<input type="checkbox"/> 東京都北区長 <input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	子ども未来部子ども未来課子育て給付係
個人情報ファイルの利用目的	児童扶養手当の支給事務を行うため
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1 認定番号、2 受給者情報（住民日、宛名コード、個人番号、カナ氏名、氏名、生年月日、性別、郵便番号、住所、在留期間、就業情報、障害の有無、扶養義務者情報、配偶者情報）、3 児童情報、4 支給該当事由、5 支給開始年月、6 電話番号、7 支払情報、8 口座情報、9 所得情報、10 消滅日情報
記録範囲	児童扶養手当の受給者、配偶者、児童、扶養義務者
記録情報の収集方法	本人又は代理人、住民基本台帳システム（住民情報・所得情報）、情報提供ネットワークシステム
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	他区市町村（情報提供ネットワークシステム）
特定個人情報の該当性	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ 37 ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京都北区条例第63号）別表第1項番（ ）

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和4年11月22日

個人情報ファイルの名称	世帯構成一覧ファイル
行政機関等の名称	<input type="checkbox"/> 東京都北区長 <input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	子ども未来部子ども未来課
個人情報ファイルの利用目的	私立幼稚園等給付認定事務及び保育料補助事務のために利用する
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1氏名、2性別、3続柄、4住所、5課税額
記録範囲	子育てのための施設等利用給付認定申請書等を提出した者及び生計を一にする者
記録情報の収集方法	本人、ひつじシステム（住民基本台帳システムと連携）
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
特定個人情報の該当性	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input type="checkbox"/> 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京都北区条例第63号）別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第4項

	<input type="checkbox"/> その他（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 北区総務部総務課文書係 (所在地) 〒114-8508 東京都北区王子本町 1 丁目 15 番 22 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
	個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
個人情報ファイルを管理する組織の名称	子ども未来部子ども未来課子ども施設係 電話番号 03(3908)8143
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和4年11月22日

個人情報ファイルの名称	在籍一覧ファイル
行政機関等の名称	<input type="checkbox"/> 東京都北区長 <input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	子ども未来部子ども未来課
個人情報ファイルの利用目的	私立幼稚園等給付認定事務及び保育料補助事務のために利用する
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1氏名、2生年月日、3在籍施設、4負担額
記録範囲	子育てのための施設等利用給付認定申請書等を提出した者及び生計を一にする者
記録情報の収集方法	本人、ひつじシステム（住民基本台帳システムと連携）
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	子ども家庭支援センター、児童相談所
特定個人情報の該当性	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input type="checkbox"/> 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京都北区条例第63号）別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第4項

	<input type="checkbox"/> その他（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 北区役所 総務部 総務課 文書係 (所在地) 〒114-8508 東京都北区王子本町 1 丁目 15 番 22 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
	個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
個人情報ファイルを管理する組織の名称	子ども未来部子ども未来課子ども施設係 電話番号 03(3908)8143
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和4年11月22日

個人情報ファイルの名称	階層一覧ファイル
行政機関等の名称	<input type="checkbox"/> 東京都北区長 <input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	子ども未来部子ども未来課
個人情報ファイルの利用目的	私立幼稚園等給付認定事務及び保育料補助事務のために利用する
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1氏名、2所得階層
記録範囲	子育てのための施設等利用給付認定申請書等を提出した者及び生計を一にする者
記録情報の収集方法	本人、ひつじシステム（住民基本台帳システムと連携）
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
特定個人情報の該当性	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input type="checkbox"/> 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京都北区条例第63号）別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第4項

	<input type="checkbox"/> その他（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 北区役所 総務部 総務課 文書係 (所在地) 〒114-8508 東京都北区王子本町 1 丁目 15 番 22 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
	個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
個人情報ファイルを管理する組織の名称	子ども未来部子ども未来課子ども施設係 電話番号 03(3908)8143
備考	